

対象建築物一覧表

下表にあてはまる用途・規模の建築物であっても、以下のいずれかに該当する場合は**対象外**です。



- ① 該当する用途部分の床面積が**200㎡以下**のもの
- ② 用途部分が**避難階のみ**(直接地上に通ずる出口のある階のみ)にあるもの

	用途	規模・階数 左の用途に供する部分の面積が、下記の いずれか に該当するもの
1	劇場・映画館・演芸場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの
2	観覧場(屋外にあるものを除く)・ 公会堂・ 集会場(100㎡を超える集会室があるもの に限る)	② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 客席が200㎡以上のもの ④ 主階(※1)が1階にないもの(劇場・映画館または演芸場 に限る)
3	体育館(学校に附属するものを除く) ・博物館・美術館・図書館・ ボート場・スキー場・ スケート場・水泳場・ スポーツの練習場	① 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ② 建物全体で2000㎡以上のもの
4	学校・ 体育館(学校に附属するものに限る)	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2000㎡を 超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2000㎡ を超えるもの
5	百貨店・マーケット・ 物品販売業を営む店舗・展示場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの
6	病院・診療所(患者の収容施設が あるものに限る)・ 児童福祉施設等(※2)・ 共同住宅及び寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅・ 認知症高齢者グループホーム・ 障害者グループホームに限る)	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 2階の部分で300㎡以上のもの
7	ホテル・旅館	
8	事務所 その他これに類するもの	用途に供する部分の床面積が、建物全体で1000㎡を超え、か つ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が5以 上であるもの
9	共同住宅(※3)	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超 えるもの(ただし、地階に住戸又は住戸からの避難経路があ る場合に限る) ② 6階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡ を超えるもの
10	公衆浴場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの
11	キャバレー・カフェー・ナイトクラ ブ・バー・ダンスホール・遊技場・ 待合・料理店・飲食店	② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの

(神戸市建築基準法施行細則 第7条)

※1 「主階」とは、客席のある階を言います。

※2 「児童福祉施設等」は、以下のもののうち、要援護者の収容施設のあるものを対象とします。

児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)、保護施設(医療保護施設を除く)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)

※3 サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除きます。